

## コンビニ納付Q&A

### Q 1 納税通知書と納付書が入っていました。どの用紙を使用して納めたらよいですか。

A 1 今回納付する期別分の納付書と現金を、金融機関、郵便局、コンビニまたは市役所の窓口にお出してください。（●期別を必ず確認してください。）なお、固定資産税・都市計画税は全期分と1期から4期の、計5枚の納付書が入っています。全期分は、第1期の使用期限までに全額をまとめて納付する場合のみ使用できます。（※全期分で納付された方は、1期から4期の納付書を破棄してください。）

### Q 2 バーコードが表示されていない納付書は、コンビニでは使えないのですか。

A 2 納付書1枚あたりの金額が30万を超える納付書は、コンビニで取り扱いができないため、バーコードが表示されていません。金融機関、郵便局、または市役所で納付してください。※金融機関、郵便局または市役所では、バーコード表示の有無にかかわらず、今までと変わらず納付できます。

### Q 3 納期限を過ぎてしまった納付書は、コンビニでは使えないのですか。

A 3 各期の税額は「納期限」までに納めてください。納期限を過ぎた場合でも「使用期限」まではコンビニで取り扱いできますが、督促状が送付されたり、延滞金が発生する場合があります。

### Q 4 バーコードが表示されていない納付書を持っています。コンビニでは使えないのですか。

A 4 平成25年3月末までに発行された納付書や、30万円を超える納付書はコンビニで取り扱いできません。30万円を超えた納付書以外であれば再発行しますので、収税対策室へお問い合わせください。

### Q 5 コンビニで納付するとき手数料はかかりますか。

A 5 無料です。

### Q 6 コンビニで納めた直後、納税証明が必要になりました。どうしたらよいのでしょうか。

A 6 コンビニや金融機関で納付いただいた場合、収税対策室で収納の確認がとれるまで最大で2週間程度かかります。すぐに納税証明の申請をされる場合は、必ず領収証書をご持参ください。

### Q 7 本来第2期を納めるところ、誤って第3期の納付書で納めてしまいました。どうしたらよいのでしょうか。

A 7 第3期の納付書で納付された場合は、第3期分として収納されます。還付することや、ほかの期別へ振り替えることができません。改めて第2期を納付していただくようになります。※第2期の納付が遅れた場合、納期限から20日後に督促状が送付されます。

### Q 8 軽自動車税をコンビニで納めた場合、車検用納税証明書はどうなりますか。

A 8 納税通知書についている軽自動車税納税証明書（継続検査用）に領収印が押印されますので、今までどおり車検時に使用できます。ただし、証明書の納税義務者氏名、標識番号欄等がアスタリスク（\*\*\*）表示になっている場合、証明書としては使用できません。